令和８年11月25日発行 第649号 毎月１回25日発行

月刊 日本行政 12

no.649 2026
december

Top Feature

「地域の未来を支える力」
～山形県政150周年・行政書士制度75周年、そして地域課題解決に向けた新たな官民連携～

Top Message

改正行政書士法 施行元年を振り返って

Leadership

・行政書士を若者から選ばれる魅力ある職業にするために

Special Report

・農林水産省共通申請サービスを「eMAFF申請2.0」にリニューアル
・成年後見制度の見直しの概要について

Topics

・藤井比早之総務大臣への表敬訪問
・長谷川淳二衆議院議員による講演会を開催
・日行連と地方協議会との連絡会を開催



◎「月刊日本行政」の紙版の発行・発送は、令和７年４月号から隔月（奇数月号のみ）となりました。

日本行政書士会連合会

Top Feature

「地域の未来を支える力」

～山形県政 150 周年・行政書士制度 75 周年、そして地域課題解決に向けた新たな官民連携～

出席者

- 山形県知事　吉村 美栄子 氏
- 日本行政書士会連合会会長　宮本 重則 氏
- 山形県行政書士会会長（日行連副会長）　岩﨑 雅幸 氏

（司会　山形県行政書士会　広報監察部長　太田 喜正 氏）



オープニング

【司会】

本年は、明治９年に現在の山形県の県域が確定してから150周年、そして行政書士制度75周年という、二つの大きな節目が重なる記念すべき年です。

本日は、「地域の未来を支える力」をテーマに鼎談を開催いたします。

人口減少、少子高齢化、人手不足、防災、デジタル化など、地域を取り巻く課題はますます複雑化しております。

そのような中で、地域に根差した専門職である行政書士がどのような役割を果たし得るのか、本日はその接点を探りながら、山形の未来について語り合っていただきます。

まずお一人ずつ、本日の鼎談に寄せる思いをお伺いします。

吉村知事は、「心の通う温かい県政」の基本姿勢の下、「県民視点」「対話重視」「現場主義」を重視し、県づくりの基本指針である「第４次山形県総合発展計画」に基づき、「人と自然がいきいきと調和し、真の豊かさと幸せを実感できる山形」の実現に向け、県政運営にあたってこられました。そして、令和９年度は、山形県を取り巻く情勢の変化や政府の政策動向を踏まえ、

・地域の未来を切り拓く人づくり
・多様な人々を惹きつける魅力あふれる地域づくり
・山形らしさを活かした「強くしなやかな地域経済」の構築
・暮らしを守る安全・安心な社会づくり

の４つを柱として施策を展開することを掲げておられます。まずは吉村知事から山形県の現状認識についてお聞かせください。

【吉村知事】

山形県政150周年を迎えた本年は、県民の皆様とともに、先人たちの功績を見つめ直し、本県の価値や魅力を再認識する機会であると考えています。

人口減少が進み、地域社会が変化する中、県民一人ひとりが幸せを実感して、未来に明るい展望を抱き、暮らし続けたいと思える、持続可能な山形県を築いていくことが重要です。

本日は地域に根差した専門職である行政書士の皆様と、将来に向けた連携の可能性について意見交換できることを大変楽しみにしております。私も知事就任前は行政書士として活動しておりましたので、皆様をとても身近に感じております。

【司会】

昨年、行政書士法の改正が実現し、本年１月１日から施行されました。

宮本会長にお伺いします。今回の法改正にはどのような意義があるのでしょうか。

【宮本会長】

今回の行政書士法の改正では、行政書士の使命や職責がより明確になりました。

・行政書士の使命規定
・デジタル社会への対応
・国民の権利利益保護の実現
・特定行政書士の業務拡大

など、行政書士制度も、国民の権利利益の実現に寄与する専門職として、その役割が大きく広がっています。

行政書士制度は75年間、国民と行政をつなぐ役割を果たしてまいりました。現在、私どもが目指しているのは、「そうだ、行政書士に相談しよう！」の展開から「**かかりつけ行政書士**」への定着です。困ったときに気軽に相談でき、地域住民や事業者を継続的に支える存在として行政書士が身近な専門家になることが重要だと考えています。

本日は山形県の先進的な取組を伺いながら、行政書士の将来像についてお話ししたいと思います。

【司会】

山形県行政書士会は、県民や地域社会にどのような役割を果たしてきたとお考えですか。

【岩﨑山形会会長】

山形会は、長年にわたり

・無料相談活動
・各種許認可申請手続
・相続・遺言・成年後見支援手続
・災害支援活動
・外国人入国・在留支援手続

などの業務で県民と行政をつなぐ役割を担ってきました。

この度の法改正を受けて山形会として県民への改正法の周知と共に、会員の資質向上と専門性向上を図りつつ、近年の新たな課題である

・デジタル社会への対応
・高齢社会への対応
・外国人との共生社会の実現
・災害対応の強化

など、行政書士が持つ専門性を生かしながら、県政課題の解決にどのように貢献できるのかについて、率直にお話ししたいと思います。

第１章 人づくり・地域づくりと外国人材の定着

【司会】

まず「地域の未来を切り拓く人づくり」と「多様な人々を惹きつける魅力あふれる地域づくり」について伺います。

山形県では外国人材の受入れが進む一方、育成就労制度への対応や地域定着が今後の課題となっています。

吉村知事は現在の状況をどのように認識されていますか。

【吉村知事】

県内産業における人手不足は深刻な状況にあります。外国人材は労働力としてだけではなく、地域社会を構成する大切な仲間です。今後は受入れだけではなく、多様な文化や習慣への相互理解を深め、外国人とその家族が安心して暮らし学べる多文化共生を推進することがますます重要になると考えています。

【司会】

宮本会長はいかがでしょうか。

【宮本会長】

全国的に見ても、外国人との共生は重要なテーマです。

行政書士は在留資格制度の専門家として全国で活動していますが、大切なのは手続だけではありません。

外国人が地域社会の中で安心して暮らし、働くための支援も重要です。

まさに「かかりつけ行政書士」の役割が求められている場面だと思います。

【司会】

岩﨑会長は県内で具体的な取組を進めておられますね。

【岩﨑山形会会長】

山形会では現在、県内唯一の日本語学校との連携を進めており、本年７月には包括業務協定も締結し、学生の山形県への定着に努力しているところです。

さらに、県内在住の外国人に対して、コロナ後の

令和５年から開催している「**外国人留学生との芋煮会交流事業**」は、当初の予想を超える反響があり、少人数で始めた取組が、現在では約 90 名が参加する地域交流行事に成長しました。

外国人に対する手続の支援だけでなく、

- 地域住民との交流
- 留学生の孤立防止
- 山形への愛着形成

につながっていると感じています。

今後は育成就労制度への対応も含め、

- ワンストップセンター事業における法律専門家の充実
- 日本語学校と企業との橋渡し
- 県内定住に関する各種支援

などについて県と十分な連携強化ができればと考えています。

第２章 超高齢社会と県民の権利擁護

【司会】

続いて、「多様な人々を惹きつける魅力あふれる人づくり」と「暮らしを守る安全・安心な社会づくり」に関連して伺います。

高齢化が進む中、高齢者虐待防止や成年後見制度の充実がますます重要になっています。

【吉村知事】



高齢者の尊厳が守られ、安心して暮らせる地域づくりは重要な課題です。

高齢者虐待の防止や成年後見制度の利用促進を図るためには、県民の皆様への普及啓発や、市町村をはじめとする関係機関等との連携がとても重要であると考えています。

高齢者が安心して暮らせる地域共生社会の実現に向け、地域包括ケアや権利擁護施策の充実を図るとともに、多様な専門職との連携を継続して推進していく必要があります。

【宮本会長】

行政書士は成年後見制度や任意後見制度に長く携わっております。

また、行政書士は全国約５万６千人の地域密着型専門職であり、住民と行政をつなぐ「地域の相談窓口」として機能しています。

法律的な支援だけでなく、本人の意思を尊重しながら人生設計を支える役割も果たしています。

【岩﨑山形会会長】

山形会では、

- 相続・遺言・成年後見
- 相続未了・所有者不明土地問題
- 終活支援

などに積極的に取り組んでおります。

中でも、山形県年金協会連合会（当時）との包括業務協定締結によって、終活セミナーや無料相談のご要望が激増したことを契機に、これらの相談員や講師を務めるための一定のスキル維持が必要と考え、「終活講師養成講座」を開催し、修了証を取得した会員を派遣するようにしております。

また、国の大きな政策課題でもあります所有者不明土地問題は、地域活力維持のためにも空き家・所有者不明土地の解消が重要であり、相続人探索作業が重要です。行政書士は予防法務の実践者であり、相続手続の初動支援や遺言普及活動を県内で進めております。

今後は、高齢者虐待防止や権利擁護に関する会議・委員会等にも行政書士が参画することで、現場の知見を施策へ反映できるのではないかと考えております。

第３章 安全安心な社会づくりと災害対応

【司会】

吉村知事が掲げる「暮らしを守る安全・安心な社会づくり」の中では、防災・減災も重要な施策です。

【吉村知事】

近年、全国的に地震や豪雨などの自然災害が激甚化・頻発化しています。山形県も例外ではなく、令和元年の山形県沖を震源とする地震や、令和２年７月、令和４年８月、令和６年７月の豪雨など、県民生活の安全・安心が脅かされる事態が多発しております。

災害はいつ発生するか分かりません。そのため平時から多様な団体との連携を進めておくことが重要です。

【宮本会長】

令和６年能登半島地震、令和８年熊本地震でも、全国の行政書士が被災者支援活動を行いました。最近では、豪雨災害時の被災車両の廃車手続支援などにも駆け回っております。災害発生後には、制度を理解した支援者の存在が非常に重要であり、数多くの経験と知見を有する行政書士を御活用いただきたいと思います。

【岩﨑山形会会長】

山形会は県内自治体との災害支援協定を締結しています。被災後には、

- り災証明・被災証明
- 各種給付金
- 生活再建支援制度

など多くの手続が発生します。行政書士は、市町村窓口で被災者の方をただお待ちするだけの支援ではなく、窓口業務の負担軽減のための予備的資料の作成支援から、避難所へ直接出向く「**プッシュ型支援**」を行うことができます。相談窓口で待つのではなく、被災者の元へ出向く支援体制を、県と連携しながら構築していければと考えています。

第４章 地域経済と農業 DX

【司会】

続いて「山形らしさを活かした「強くしなやかな地域経済」の構築」について伺います。

【吉村知事】

山形県では、農業におけるスマート技術開発やデジタル技術を活用できる産業人材の育成を進めながら、生産性向上と地域経済の活性化を目指しています。

【宮本会長】

行政書士は、全国でも中小企業支援や事業承継支援を行っています。制度と事業活動を結ぶ専門職としての役割が大きくなっています。

【岩﨑山形会会長】



行政書士は農地法の手続、農業法人の設立、農業補助金の申請などを通じて農業従事者と深く関わっています。

私は、改正法に掲げる「**デジタル社会に機能する行政書士**」を重要な目標として掲げており、DX が進めば進むほど、制度と現場、そして人をつなぐ伴走者が必要になると考えます。

農地法関連業務のプロである行政書士こそが、農業 DX において知見を活かせる場面は多いと考えています。

第５章 次世代育成とデジタル時代の法教育

【司会】

最後に「地域の未来を切り拓く人づくり」に関連する法教育について伺います。

【吉村知事】

こどもたちがデジタル社会を正しく生き抜く力を身に付けることは極めて重要です。

SNS やインターネット環境に潜むリスクへの理解も必要になっています。

【宮本会長】

行政書士会では全国で法教育活動を進めています。ルールを守ることだけでなく、自分や他人の権利を尊重する意識を育てることが大切です。

【岩﨑山形会会長】

近年、SNS 等の仮想空間上での、

- トラブル
- 誹謗中傷
- 個人情報の流出
- デジタルタトゥー

などが深刻化しています。行政書士が学校現場で、「契約とは何か」、「権利と責任とは何か」、「SNS の危険性とは何か」を伝えることで、地域の未来を担うこどもたちの育成に貢献できると考えています。

総括コメント

【宮本会長】

本日の鼎談を通じて、山形県が取り組む様々な政策課題と行政書士の専門性が非常に深く結び付いていることを改めて実感いたしました。

私どもが目指す「かかりつけ行政書士」とは、単に手続を行う専門家ではなく、地域住民や事業者の良き相談相手として暮らしを支える存在です。

山形会の取組は、「**山形の未来づくりに行政書士がどう貢献するか**」ということに主眼を置いており、その理念を具体的に実践する先進的なモデルであると感じています。



日行連としても、地方公共団体との連携を更に推進し、地域社会の発展と国民の権利利益の実現に寄与してまいります。

【吉村知事】

本日の意見交換を通じて、行政書士の皆様が県民生活の様々な場面を支えておられることを改めて認識いたしました。人口減少が進む中、行政だけで地域課題を解決することは困難になっており、行政書士の皆様方のような民間専門職との連携が不可欠であると強く認識いたしました。

県が進める「地域の未来を切り拓く人づくり」、「多様な人々を惹きつける魅力あふれる地域づくり」、「山形らしさを活かした「強くしなやかな地域経済」の構築」、「暮らしを守る安全・安心な社会づくり」のいずれの分野にも、行政書士の皆様の専門性が活かされる可能性を感じています。

今後も連携を深めながら、県民一人ひとりのウェルビーイングの向上に向け、持続可能で明るいやまがたづくりをともに進めてまいりたいと考えております。

【岩﨑山形会会長】

本日は誠にありがとうございました。

行政書士は、許認可や書類作成の専門家として歩んでまいりましたが、今やその役割は、外国人との共生、高齢者の権利擁護、防災、DX、法教育など、地域が抱える様々な課題の解決を支える、地域社会に密着した専門職へと大きく広がっています。

私ども山形会は、

- デジタル社会に機能する行政書士
- 高齢社会を支える行政書士
- 外国人と地域をつなぐ行政書士
- 災害時に迅速に行動する行政書士

を目指し、今後も研鑽を重ねてまいります。

そして行政書士は、県民の声を行政につなぎ、行政の施策を県民に届ける架け橋であるとともに、地域課題解決の担い手としてこれからも地域に寄り添い続けてまいります。



日本行政書士会連合会会長
宮本 重則

改正行政書士法施行元年を振り返って

早いもので、令和８年も残すところあと僅かとなりました。

本年を振り返りますと、何よりも大きな出来事は、１月１日に改正行政書士法（以下「改正法」という。）が施行され、行政書士制度が新たなステージへと歩みを進めたことです。今回の法改正では、行政書士の使命及び職責が明確化されるとともに、特定行政書士の業務範囲の拡大、業務の制限規定の趣旨の明確化、両罰規定の整備など、行政書士制度の発展にとって極めて重要な改正が実現しました。

本会では、改正法の円滑な施行と社会への定着を最重点課題に位置付け、各単位会の御協力の下、会員向け説明会を実施するとともに、行政書士法違反を防ぐため、関係団体への通知や官公庁の窓口への行政書士法違反防止の注意喚起に関する表示板の設置など、周知・注意喚起に取り組んでまいりました。また、「骨太の方針 2026」にも、持続可能な地方行財政基盤の強化の観点から「改正行政書士法を踏まえ、適切な対応を図る。」と明記され、制度の適正な運用に向けた取組の重要性が示されました。

特に、本年は、改正法によって明確化された業務の制限規定や両罰規定に対する社会的な関心の高まりを実感する一年となりました。無資格者による行

政書士法違反行為については、以前から問題視されてきたところですが、10月には、行政書士法違反の疑いによる逮捕事案も報じられました。無資格者が報酬を得て官公署に提出する書類を作成する行為は、国民及び事業者の権利利益を損なうおそれがあるものであり、決して看過することはできません。

今回の法改正は、単に行政書士の業務を保護するためのものではありません。行政手続の適正な運営を確保し、国民及び事業者の皆様が安心して専門家を利用できる環境を整備することに、その本質的な意義があります。その信頼に応えるためには、他者の法令違反を指摘し、その是正を求めるだけでは十分ではありません。私たち自身が法令を正しく理解し、遵守するとともに、職業倫理及び行政書士職務基本規則に則って適正に業務を遂行しているかを、常に厳しく問い直さなければなりません。日々の業務における慣行や以前からの取扱いについても、法令に適合しているかを改めて確認し、必要な見直しをためらわずに行う姿勢が求められます。無資格者による行政書士法違反事案は、一方で行政書士一人ひとりが自らの襟を正し、制度を担う専門職としての責任を改めて自覚する契機としなければなりません。他者の違反行為を許さないことと、自らが法令を遵守すること。この両方を徹底してこそ、私たちは国民及び事業者の信頼に応えることができるのです。

同時に、資格者である行政書士が、国民及び事業者の皆様から寄せられる相談や依頼に的確に応えられる体制を整えることも欠かせません。無資格者による違反行為を無くしていくためには、行政書士が担う業務について、国民及び事業者の皆様に広く御理解いただくとともに、国民及び事業者の皆様から寄せられる相談や依頼を適正かつ円滑に受任し、専門家として確実に遂行できる体制を整備していくことが重要です。制度の適正な運用を求める以上、私たち自身も、国民及び事業者の皆様が必要とする支援を確実に提供できなければなりません。法令遵守の徹底と業務対応力の強化は、別々の課題ではなく、行政書士制度に対する信頼を確立するための両輪です。

そのため、本年度も中央研修所が業務部と連携してVOD研修やセミナー等を実施し、会員の資質向上と業務対応力の強化を進めてまいりました。さらに、12月3日には医療関係業務をテーマとした全国担当者会議を開催する予定です。各単位会における相談・受任体制の充実や、関係機関から行政書士へ円滑につなぐ仕組みの整備と併せ、国民及び事業者のニーズを確実に受け止める基盤を強化していかなければなりません。行政書士制度への期待が高まる今こそ、その期待に応えられる体制を具体的に示していくことが求められています。会員の皆様には、日々の研鑽を通じて専門性を高めるとともに、それぞれの地域において行政書士の役割を積極的に果たしていただきたいと思います。

本会は、全国47単位会及び会員の皆様と力を合わせ、法令遵守を徹底するとともに、行政書士が担うべき業務を確実に受任し、遂行できる体制の整備を進め、改正法の趣旨を社会に定着させ、その実効性を確かなものとしてまいります。そして、行政手続の円滑な実施と国民の権利利益の実現に、これまで以上に貢献してまいります。

改正法の真価が問われるのは、これからです。法改正を実現したことに満足するのではなく、その趣旨を社会に定着させ、国民及び事業者の信頼と期待に応えることこそ、私たちに課せられた使命です。会員の皆様におかれましても、改正法の趣旨と行政書士の使命及び職責を改めて深く認識し、それぞれの業務の現場において、法令遵守を徹底するとともに、専門職としての責任を果たしていただくことを強くお願いいたします。全国の会員の皆様とともに、行政書士制度の新たな時代を切り開いてまいりましょう。

結びに、本年における会員の皆様の多大なる御尽力と、本会の会務運営に賜りました御理解と御協力に対し、改めて心より厚く御礼申し上げます。

来る令和9年が、災害のない平穏な一年となり、会員の皆様にとりまして、希望に満ちた実り多き年となりますことを心より祈念申し上げ、年末の御挨拶といたします。

12 日本行政
MONTHLY No.649 DECEMBER. 2026

Contents

Top Feature
「地域の未来を支える力」
～山形県政150周年・行政書士制度75周年、そして地域課題解決に向けた新たな官民連携～ …… 1

Top Message
改正行政書士法施行元年を振り返って …… 5

Leadership
行政書士を若者から選ばれる魅力ある職業にするために …… 8

Special Report
農林水産省共通申請サービスを「eMAFF 申請 2.0」にリニューアル …… 9
成年後見制度の見直しの概要について …… 13

Topics
藤井比早之総務大臣への表敬訪問 …… 16
長谷川淳二衆議院議員による講演会を開催 …… 16
日行連と地方協議会との連絡会を開催 …… 17

Information
特定行政書士徽章販売の御案内 …… 18
令和9年新年賀詞交歓会の御案内 …… 19
デジタル資格者証を是非御取得ください …… 20
証明書交付申請等のオンライン申請について …… 23
令和8年度 行政書士申請取次関係研修会（VOD方式）の御案内 …… 24
一般倫理研修受講について …… 25
「月刊日本行政」のメールによる発行のお知らせ機能の御利用について …… 26

■ Pick UP!単位会 …… 27
■ 秋桜日記 ～特定行政書士への誘い～ …… 29
■ 中央研修所通信12月号 …… 31
■ 日行連の主な動き（10月） …… 33
■ 会員の動き／広報部員のひとり言／ …… 37
御協力のお願い ～日本行政を正確・迅速にお届けするために～



日本行政書士会連合会 •Eメール nichigyoren@gyosei.or.jp •ホームページ https://www.gyosei.or.jp/

Leadership

行政書士制度の
発展のために

行政書士を若者から選ばれる魅力ある職業にするために



副会長　西村　誠

行政書士は、法律知識を生かして国民の権利利益の実現を図り、地域社会や企業の活動を支える法律専門職です。しかし、その社会的役割や活躍の場が、まだまだ若い世代に十分に知られているとは言えません。行政書士会は、大学等教育現場での職業説明会や職業体験、SNS や動画を活用した情報発信、若手会員による主に若い世代をターゲットにしたセミナーや講演会などの交流を通じて、仕事の魅力や将来性を積極的に伝える必要があります。行政書士が社会に貢献でき、専門性を高めながら成長できる職業であることを広く発信し、将来の進路として選ばれる存在となることを目指すべきではないでしょうか。

行政書士会への入会者が主に都市圏の単位会を中心に増加し、私が所属する大阪会でも四千人の大台を超えました。行政書士法改正の影響も考えられ、今後もこの傾向は続くものと思われます。しかし、会員数を増やすだけではなく、会員数の増加と会員の質の向上を両立させることが重要です。会員数の増加は、行政書士の認知度向上や行政書士制度の維持発展のための基盤拡大につながりますが、単に人数を増やすことだけを目標とするのではなく、国民の期待に応えられる優れた人材を育成するという視点が不可欠です。そのために、まずは行政書士試験制度を、行政書士として必要な法的思考力、判断力、実務への対応力、デジタルに関する知識などを適切に評価できるよう、試験科目や出題内容の在り方を継続的に検証する必要があるでしょう。

さらに、入会時義務研修の導入等、入会時及び入会後の研修を一層充実させることも必要であると考えます。試験に合格したことと、実際の業務を適切に遂行できることは同じではありません。特に、実務経験のない新入会員にとって、依頼者への対応、業務の進め方、書類作成等の実務、報酬の考え方、職業倫理などを学ぶ機会は極めて重要です。また、基礎的な研修に加え、経験豊富な会員による実践的な指導、業務分野別の専門的な研修など、新入会員の支援体制の更なる充実を図り、会員一人ひとりの能力向上を支えることは、個々の事務所の発展だけでなく、行政書士全体の評価を高めることにもつながります。資格取得の段階で必要な基礎能力を確認し、登録後に実務能力を高める仕組みを整えることが、より質の高い行政書士の育成につながっていきます。

行政書士会が今取り組むべきことは、行政書士を若者に選ばれる職業とするとともに、質の高い会員の育成を一体的に行うことにより、国民からの信頼を確かなものにすることです。優れた会員の増加は、行政書士が社会に貢献する力を高めるための基盤となります。会員が学び、成長し、社会の変化に対応できる環境を行政書士会が整えることで、行政書士は身近な相談窓口として今以上に国民から信頼され、将来にわたって必要とされる存在となるでしょう。行政書士を若者が誇りを持って目指す職業へと発展させることこそ、行政書士会に課せられた重要な使命です。

農林水産省共通申請サービスを「eMAFF 申請 2.0」にリニューアル
～令和８年 10 月から運用スタート～

農林水産省 大臣官房 デジタル戦略グループ

農林水産省は、農林水産業・食品産業に関する申請、届出等をオンラインで行う農林水産省共通申請サービス（eMAFF 申請）について、「eMAFF 申請 2.0」としてリニューアルし、令和８年 10 月から申請受付を順次開始しています。行政書士の皆様にも、申請等の際に是非御活用いただきたく、御紹介いたします。

1. 概要

農林水産省では、農業者等の行政手続を効率化し、生産や経営に注力できる環境づくりを目的として、令和４年度から農林水産省共通申請サービス（eMAFF 申請）を運用してきました※。

業務効率化に一定の効果があったとの評価もある一方、システムの利便性に課題があったことから、今般、より分かりやすく使いやすいオンライン申請を実現するため、利用者の声等を踏まえてシステムを見直し、手続の簡素化と操作性の向上を図った「eMAFF 申請 2.0」を構築しました。eMAFF 申請 2.0 は令和８年 10 月１日に稼働を開始し、順次対象手続を拡大し、令和９年４月にかけて 30 制度 360 手続程度が申請可能となる予定です。

※従来の eMAFF 申請は令和９年３月中旬をもって稼働を終了します。従来の eMAFF 申請で申請・承認されたデータのうち、今後も保管・利用が必要なものについては、稼働終了までにダウンロードいただきますようお願いいたします。

2. eMAFF 申請 2.0 のポイント

eMAFF 申請 2.0 では、「分かりやすい画面設計」と「役立つ機能の拡充」を改善の柱としています。主な改善ポイントは次のとおりです。

- 申請・承認画面の使いやすさや表示内容の改善
- 迷いなく入力できる工夫
- 入力不備や資料添付不備のエラーチェック機能の強化
- 帳票作成機能の強化
- システム上でやり取りが完結できる通知・連絡の工夫
- 申請者のログイン ID を G ビズ ID（デジタル庁が運営する共通認証システム）に統一

詳細は次の農林水産省ウェブサイトを御参照ください。

■ eMAFF 申請 2.0 について
https://www.maff.go.jp/j/kanbo/dx/emaff.html

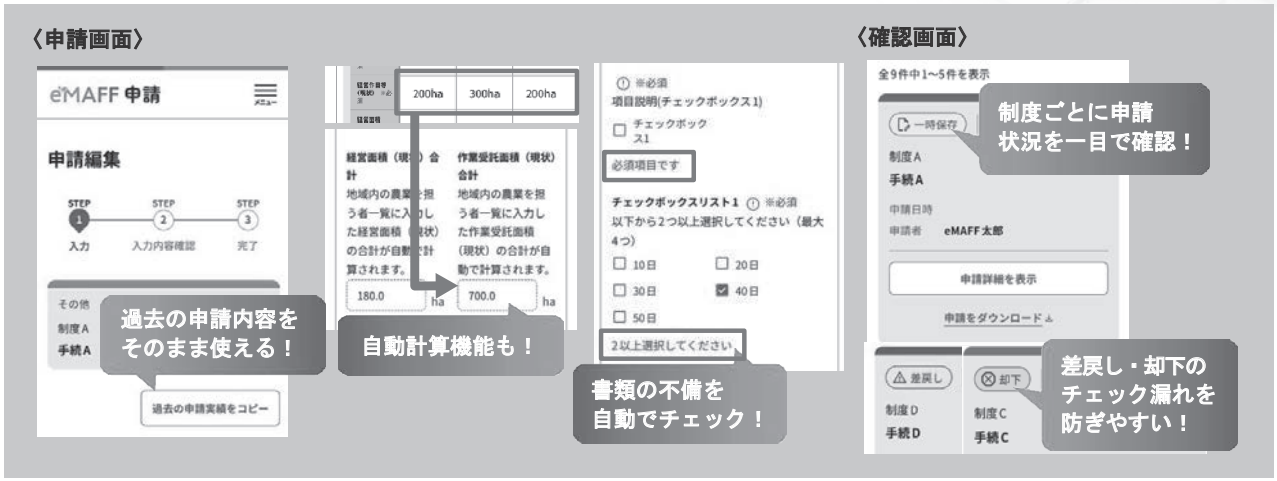

eMAFF 申請 2.0 の役立つ機能例

3. eMAFF 申請 2.0 で申請できる主な手続

eMAFF 申請 2.0 の利用開始時期は、制度によって異なります。

詳細は次の農林水産省ウェブサイトを御参照ください。

■農林水産省関係の主な申請手続の一覧
https://www.maff.go.jp/j/kanbo/dx/emaff_shinsei_tetsuzuki.html

4. eMAFF 申請 2.0 の代理申請について

eMAFF 申請 2.0 では、行政書士が申請者（農業者等）に代わって、オンラインで申請の入力・提出を行う「代理申請」が利用できます。代理申請者は、御自身の G ビズ ID アカウントでログインし、申請を行います。

代理申請を利用するには、第三者による無断申請を防ぐため、G ビズ ID マイページ上で「委任・受任」の手続が必要です。まず申請者（委任者）が代理申請者（受任者）に委任を依頼し、代理申請者がこれを承認することで委任関係が成立します。この場合、申請は申請者の名義で行われます。

詳細な操作手順は、農林水産省が公開する

主な手続	
農地	農地の売買や貸借、転用（届出）に関する申請手続など
農業	農業経営基盤強化準備金制度、地域農業経営基盤強化促進計画（地域計画）、認定農業者制度など
事業	中山間地域等直接支払、多面的機能支払、鶏卵生産者経営安定対策事業など
食品・流通	食品リサイクル法の定期報告、米穀等取扱事業者届出・報告、植物検疫など
林業	「緑の雇用」事業研修修了者名簿大臣登録など
水産業	まぐろ類の輸入にかかる報告徴収、水産流通適正化法関係業務など

eMAFF 申請 2.0 で申請できる主な手続

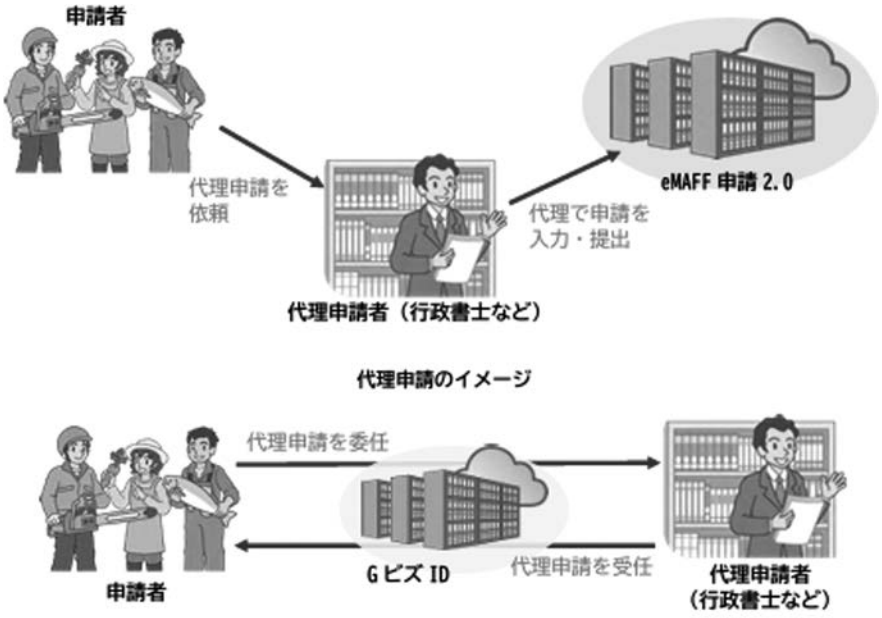

代理申請と申請の委任・受任のイメージ

「eMAFF 申請 2.0 操作マニュアル（申請者編）」や申請者向けの操作動画等を御参照ください。

■eMAFF 申請 2.0 のリーフレット・操作説明動画・操作マニュアル
https://www.maff.go.jp/j/kanbo/dx/emaff_shinsei_leaflets_tutorial_videos.html

行政書士の皆様の代理申請業務をより便利に

このほか、農地関連手続では、行政書士による代理申請が多く利用されていることを踏まえ、eMAFF 申請 2.0 では、行政書士の皆様により便利に御利用いただけるよう、代理申請に配慮した仕組みや申請画面の工夫を取り入れています。

前述のとおり、通常、代理申請を行うためには G ビズ ID マイページで事前に「委任・受任」の設定を行う必要があります。一方、eMAFF 申請 2.0 の農地関連手続では、申請フォーム内で「申請者区分」を選択し、「本人以外」による申請として委任状を添付することで代理申請が可能です。

これにより、事前準備の負担を軽減し、より円滑にオンライン申請を御利用いただけます。

eMAFF 申請 2.0 にて申請可能な農地制度の手続については、次のとおりとなります。

（1）農地等の権利移動の許可申請（農地法第３条）
（2）農地等の権利取得の届出（農地法第３条の３）
（3）市街化区域内にある農地の転用の届出（農地法第４条第１項第７号）
（4）市街化区域内にある農地等の転用のための権利移動の届出（農地法第５条第１項第６号）
（5）農地所有適格法人の報告（農地法第６条第１項）
（6）農地所有適格法人以外の者の報告（農地法第６条の２）

なお、申請等の手続をオンラインで行うためには、申請書等の提出先である行政機関（農業委員会等）が eMAFF 申請 2.0 に対応している必要があります。まずは、オンライン申請が可能かどう

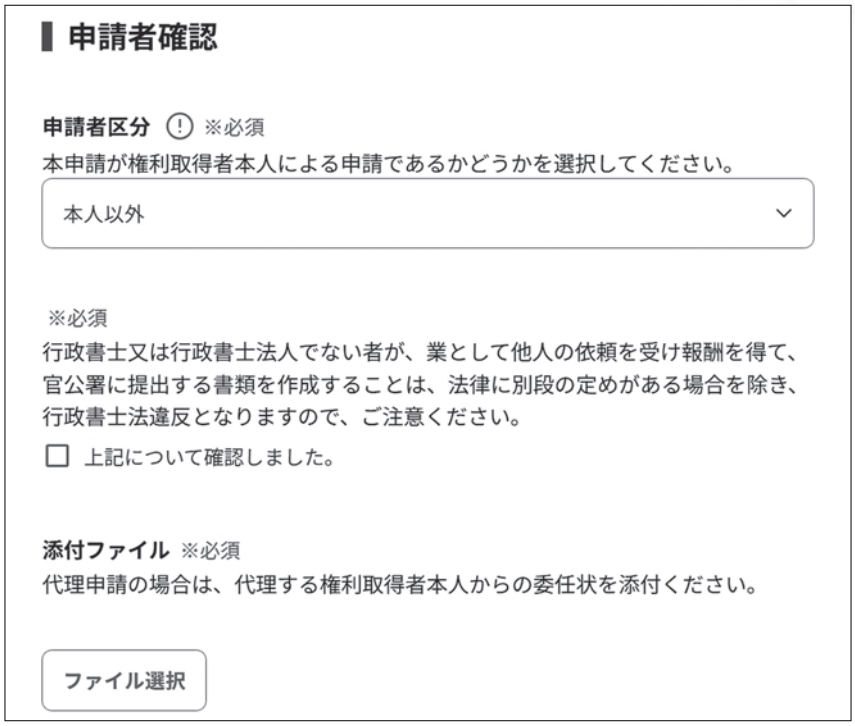

eMAFF 申請 2.0 で申請できる農地制度の申請手続画面

か、申請等の提出先である行政機関に御確認ください。

5. おわりに

農業者の減少が進み、近年は農林水産分野を担う地方公共団体職員も大幅に減少しています。このような状況の中、オンライン化による行政手続の効率化を進め、農業者・食品事業者等の事務負担を軽減し、事業者の皆様が生産や経営に注力できる環境づくりを行う必要があります。農林水産省は、その中核を担うシステムとしてeMAFF申請2.0を構築し、利用拡大に向けた周知・普及に取り組んでまいります。

行政手続の専門家である行政書士の皆様には、本システムへの御理解を深めていただくとともに、依頼者である事業者の皆様への適切な御案内にお役立ていただければ幸いです。オンライン申請の活用により、申請者の業務効率化が期待されますので、是非積極的に御活用ください。また、eMAFF申請2.0は、今後も利用者の御意見を踏まえたUIの見直しなどを行っていく予定としています。御活用いただく中で、お気づきの点や改善に関する御意見等がございましたら、是非お知らせください。よろしくお願いいたします。

〈農林水産省 eMAFF 申請 2.0 問合せ窓口〉
TEL：0570-550-410（ナビダイヤル）
受付時間：平日9時30分～12時00分、13時00分～16時30分（土日祝日・年末年始を除く）
メール：system-helpdesk@emaff-ks.jp
※お問合せの際は、「新しいeMAFF申請について」又は「eMAFF申請2.0について」とお伝えいただきますとスムーズです。

eMAFF 申請

成年後見制度の見直しの概要について

法務省民事局参事官

1　はじめに

令和８年６月17日、「民法等の一部を改正する法律」（令和８年法律第45号。以下「民法等改正法」という。）及び「民法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（令和８年法律第46号。以下「整備法」という。）が成立し、同月24日に公布された。

本稿では、民法等改正法等に関して成年後見制度の見直しの概要を紹介する。

2　法案提出に至るまでの経緯

令和６年２月、法務大臣から、法制審議会に対し、成年後見制度の見直しに関する諮問（第126号）がされ、これを受けて法制審議会に民法（成年後見等関係）部会が設置された。この部会において、同年４月から調査審議が重ねられ、令和８年１月27日、要綱案（部会としての最終案）が取りまとめられた。そして、同年２月12日、法制審議会総会において、この要綱案どおりの内容で要綱が採択され、法務大臣に答申がされた。これらを踏まえ、法務省において立案作業を進め、第221回国会（特別会）に法律案を提出し、両議院において可決されて法律として成立し、公布された。

なお、衆議院法務委員会及び参議院法務委員会においては、それぞれ附帯決議がされている。

3　成年後見制度の見直し

（1）後見及び保佐の制度を廃止して補助の制度に一元化（図参照）

ア　現行法では、本人が事理弁識能力を欠く常況にある場合には後見の制度を、本人の事理弁識能力が著しく不十分である場合には保佐

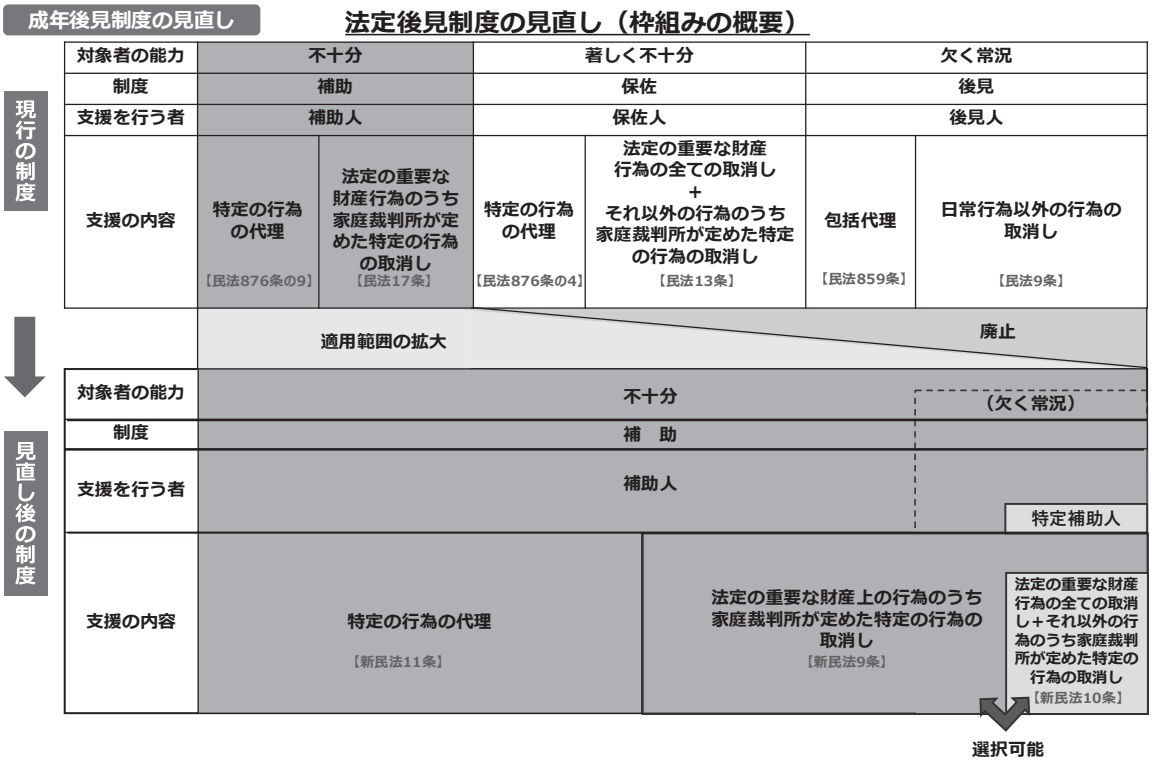



の制度を利用することしかできない。

民法等改正法では、後見及び保佐の制度を廃止し、本人に必要な事項について代理権を付与する旨の審判、又は、補助人の同意を要する旨の審判を行う補助の制度に一元化することとしている。

イ　また、法定の重要な財産行為をいずれも取り消すことを可能とする特定補助人を付する旨の審判を設け、事理弁識能力を欠く常況にある者は、同審判も選択的に利用することができることとしている。

ウ　特定補助人を付する旨の審判は、本人がした法律行為を取り消すことによって保護する仕組みに関するものである。そのため、特定補助人が本人を代理して法律行為をすることによって保護をする必要があるときは、基本的には、別途、補助人として代理権付与の審判を受ける必要がある。

なお、特定補助人を付する旨の審判がされた場合には、補助人は、特定補助人の地位をも有することとしている。

（2）事理弁識能力が回復しなくても終了が可能

現行法では、後見及び保佐の制度は、事理弁識能力が回復しない限り、制度の利用を終了することができない。

民法等改正法では、保護の必要があることを開始の要件とし、事理弁識能力が回復していない場合であっても、保護の必要がなくなったときは、制度の利用を終了することを可能としている。

（3）補助人の選任及び解任

ア　現行法では、補助人の選任の際の考慮要素として、最後に、本人の意見を規定している。

民法等改正法では、補助人の選任の際の考慮要素として、最初に、本人の意見を規定することとしている。

イ　現行法では、補助人の解任事由を、補助人に不正な行為、著しい不行跡その他補助人の任務に適しない事由があるときに限っている。

民法等改正法では、補助人の解任事由に、本人の利益のため特に必要があるときを追加することとしている。

また、民法等改正法によって追加した解任事由によって解任されたことは欠格事由としていない。

（4）補助の事務

ア　本人の意向尊重

現行法では、補助人は、補助の事務を行うに当たっては、本人の意思を尊重しなければならないとしている。

民法等改正法では、補助人は、本人の心身の状態に応じて、本人に対し、補助の事務に関する情報の提供をして本人のその事務に関する陳述を聴取することその他の適切な方法により、補助の事務に関する意向を把握するようにしなければならないこととしている。

イ　補助人の報酬

現行法では、家庭裁判所は、相当な報酬を補助人に与えることができるとしているが、報酬を算定する際の考慮要素として、本人及び補助人の資力以外は規定していない。

民法等改正法では、報酬を算定する際の考慮要素として、補助の事務の内容を規定することとしている。

（5）補助の事務の監督

現行法では、法律上、補助人が家庭裁判所に対して一定の時期に報告をする義務があることは規定されていない。

民法等改正法では、補助人は家庭裁判所に対して、毎年１回一定の時期に本人の状況その他家庭裁判所の命ずる事項を報告しなければならないこととしている。

（6）その他

現行法では、法定後見制度に係る審判の請求権者は、配偶者、四親等内の親族等である。

民法等改正法では、補助に係る審判の請求権者に関して、現行法の請求権者に加え、本人が公正証書で指定した者を請求権者とすることとしている。

4　任意後見制度の見直し

（1）任意後見監督人の選任を必須としないこと

現行法では、任意後見人の事務を監督する任意

後見監督人を例外なく選任することを必要としている。

民法等改正法では、家庭裁判所が、明らかに任意後見監督人による監督の必要がないと認めるときは、任意後見監督人を選任しないことができることとしている。

（2）任意後見制度と法定後見制度との併存

現行法では、任意後見契約の効力が生じた後に、補助開始等の審判がされたときは、任意後見契約が終了することとしている。

民法等改正法では、任意後見契約の効力が生じた後に補助開始の審判がされたときでも、任意後見契約が終了しないこととしている。

（3）任意後見契約の発効に係る審判の請求権者

現行法では、任意後見契約の発効に係る審判の請求権者は、配偶者、四親等内の親族等である。

民法等改正法では、任意後見契約の発効に係る審判の請求権者に関して、現行法の請求権者に加え、本人が公正証書で指定した者を請求権者とすることとしている。

5　「成年後見制度」との名称

民法上、「成年後見制度」との用語は用いられていないが、整備法で整備の対象としている法律では、「成年後見制度」との用語を用いているものがある。これらの法律では、見直し後において、補助の制度と任意後見制度を併せて「成年後見制度」と呼称することを前提として、「成年後見制度」との用語を継続して用いることとしている。

6　経過措置の概要

（1）民法等改正法施行時に後見又は保佐の制度を利用している場合

ア　民法等改正法施行時に後見又は保佐の制度を利用している場合に、民法等改正法によって後見及び保佐が廃止された後もその利用を継続したいときは、基本的に現行法の内容でその利用を継続することができることとしている。ただし、新しい解任事由による解任の規定及び本人の意向把握の規定が適用されることとしている。

イ　他方で、民法等改正法施行時に後見又は保佐の制度を利用している場合に、新しい補助の制度に移行したいときは、本人、配偶者、四親等内の親族、成年後見人、成年後見監督人、保佐人、保佐監督人等の申立人が新しい補助の制度の申立てを行うことにより、新制度に移行することができることとしている。

ウ　さらに、民法等改正法施行時に後見又は保佐の制度を利用している場合に、新しい補助の制度に移行することなく、後見又は保佐の制度の利用を終了したいときは、本人が事理弁識能力を回復していないときであっても、後見開始又は保佐開始の審判の取消しの申立てをすることもできることとしている。

（2）民法等改正法施行時に補助の制度を利用している場合

民法等改正法施行時に補助の制度を利用している場合には、改正後の補助の制度の内容でその利用を継続することができることとしている。

（3）民法等改正法施行時に任意後見契約をしている場合

民法等改正法施行時に任意後見契約をしている場合には、改正後の任意後見契約法が適用されることとしている。ただし、改正前の任意後見契約法の規定によって生じた効力は妨げられないこととしている。

7　施行日

成年後見制度に関する見直しに係る改正については、公布の日（令和８年６月 24 日）から２年６月を超えない範囲内において政令で定める日に施行することとしている。

Topics

藤井比早之総務大臣への表敬訪問

訪問日 令和８年９月30日（水）
場　所 総務大臣室
出席者 〈日行連〉宮本会長、原田・平岡・岩﨑・竹田・西村・河野各副会長、田後・関口両専務理事、古川常任理事、常住名誉会長
〈兵庫会〉本田会長



先般、宮本会長を始めとする日行連役員及び本田兵庫会会長が第２次高市改造内閣で総務大臣に就任された藤井比早之総務大臣を表敬訪問しました。

始めに、宮本会長からこの度の総務大臣御就任に当たってお祝いの言葉を申し上げ、続けて日頃から行政書士制度への深い御理解をいただいていることに対し、感謝の意を申し上げました。藤井総務大臣からは、所管省庁の立場から改正された行政書士法の定着に向けて、適切に対応するとの力強いお言葉をいただきました。

その後、「経済財政運営と改革の基本方針 2026」への記載を含めた各種取組について御説明し、デジタル化への対応や大規模災害対策等に関する意見交換を行いました。

当日は、公務御多忙の中、限られた時間ではありましたが、大変有意義な時間となりました。

長谷川淳二衆議院議員による講演会を開催

日　時 令和８年９月30日（水）
場　所 衆議院第二議員会館 会議室
出席者 〈日行連〉宮本会長
ほか関係役員等
〈日政連〉常住会長
ほか関係役員等



先般、長谷川淳二衆議院議員を講師にお迎えし、「国の予算編成の流れと予算要望について」と題した講演会を開催しました。当日は、本会及び日政連の両会長を始めとする関係役員が出席し、聴講しました。

冒頭、宮本会長より日頃から行政書士制度への深い御理解をいただいていることに対して感謝の意を申し上げるとともに、自由民主党行政書士制度推進議員連盟の事務局長としての御尽力に対し、改めてお礼を申し上げました。また、改正行政書士法の実効性を高めるため、国の予算編成の流れを理解し、具体的な予算要望の実現につなげるべく、本講演会を開催した旨について御説明しました。

講演では、長谷川議員から、国の予算編成の流れについて御説明いただくとともに、「経済財政運営と改革の基本方針 2026」に盛り込まれた改正行政書士法に関する内容を具体的な施策や予算措置につなげていくことの重要性について御助言をいただきました。また、行政書士が担う役割や期待される効果を明確にした上で、適切な時期に予算要望を行うことの重要性についても触れられました。

限られた時間ではありましたが、国の予算編成の仕組みと今後の予算要望の方向性について理解を深める、大変有意義な講演会となりました。

Topics

日行連と北海道地方協議会との連絡会を開催

開　催　日　令和８年９月 25 日（金）
場　　所　北海道旭川市「おかだ紅雪庭」
出　席　者　宮本会長、平岡副会長、
宮元北海道地方協議会会長ほか 20 名



北海道旭川市のおかだ紅雪庭において、「令和８年度日本行政書士会連合会と北海道地方協議会（以下「北海道地協」という。）との連絡会」（以下「連絡会」という。）が開催され、日行連から宮本会長及び平岡副会長、北海道地協から宮元会長を始めとした計 23 名が出席しました。

連絡会は午後３時に開会し、橋本北海道会総務部長の司会の下、宮元北海道地協会長、宮本日行連会長及び平岡日行連副会長の御挨拶、出席者の自己紹介が行われ、続いて、各議題についての協議が行われました。

始めに、宮本会長から日行連の当面の諸課題及び事業について、法改正の概要や「骨太の方針 2026」を踏まえた予算要望を中心に説明があり、併せて法改正後の対応状況が共有されました。

続いて、北海道会から北海道地協の現状について報告があった後、事前に提出された登録事務等に関する質問・要望に対し、平岡副会長から回答がありました。その後、日本行政書士政治連盟の組織率に関する現状等が共有され、午後５時 15 分に閉会しました。

限られた時間ではありましたが、活発な意見交換が行われ、充実した連絡会となりました。

日行連と中部地方協議会各単位会との連絡会を開催

開　催　日　令和８年 10 月 15 日（木）
場　　所　愛知県名古屋市
「名古屋マリオットアソシアホテル」
出　席　者　宮本会長、河野副会長、
竹田中部地方協議会会長
ほか 49 名



愛知県名古屋市の名古屋マリオットアソシアホテルにおいて、「令和８年度日本行政書士会連合会と中部地方協議会（以下「中部地協」という。）各単位会との連絡会」（以下「連絡会」という。）が開催されました。日行連から宮本会長及び河野副会長、中部地協から竹田中部地協会長（愛知会会長）を始めとした６単位会の役職員計 52 名が出席しました。

連絡会は午後２時、中村愛知会常務理事の司会により、大塚中部地協副会長（富山会会長）の開会の言葉で開会しました。冒頭、竹田中部地協会長及び宮本日行連会長から挨拶があり、その後、座長に芳賀愛知会副会長が選任され、各議題についての協議に入りました。

始めに、宮本日行連会長から「日行連の当面の諸問題及び事業」について説明があり、続いて、河野副会長から事前に提出された日行連への意見・要望等計 16 件に対する回答が行われました。

その後、再質問・要望として、日行連の研修メニュー準備段階での情報共有、単位会での研修講師手配の困難さとサポートの仕組み作り、改正法施行後に新たに課題となっている業務への対応、監察活動に関する事等、多岐にわたる諸課題について活発な意見交換が行われました。また、日政連の組織率向上への取組について説明が行われ、午後５時に閉会しました。

限られた時間ではありましたが、日行連と中部地協との連携を一層深める有意義な連絡会となりました。

Information 1

特定行政書士徽章販売の御案内

＜特定行政書士制度普及推進委員会＞

特定行政書士制度普及推進委員会では、特定行政書士制度の普及促進を目的として、特定行政書士の付記を受けた会員（特定行政書士法定研修修了者）のみ着用することができる徽章（特定行政書士用徽章）を作製しています。

本年度も受注販売を行うこととなりましたので、以下のとおり御案内いたします。

また、昨年度からロングタイタック式に加えて**「ねじ式」の販売を開始しています。**

購入を希望される方は株式会社全行団にてお買い求めください。

受注期間　令和８年 11 月 25 日（水）９：00～令和９年１月 29 日（金）17：00

対　　象　特定行政書士の付記を受けた会員（特定行政書士法定研修修了者）

購入方法　全行団ショップにて注文

（ https://shop.zengyodan.co.jp/products/list?category_id=4 ）

（全行団ショップ）

金　　額　12,700 円（税込・送料 600 円含む）

納　　品　令和９年３月下旬（予定）

留意事項
- この徽章は年１回の受注販売（前払い）です。受注期間外は購入することができません。次回受注期間は令和９年 12 月を予定しています。
- 特定行政書士の付記を受けている会員１名につき、ねじ式、ロングタイタック式それぞれ１つまで購入することができます。
- 貸与・譲渡・転売行為を禁止いたします。
- 裏面に記載のナンバーの指定はできません。
- 原料価格の変動により、金額が変更になる可能性があります。
- 破損・紛失した場合は会員専用サイト「連 con」に掲載している届出書等の提出が必要です。

仕　　様　大きさ　直径 18 mm　厚さ４ mm

材　質　純銀製

仕上げ　＜表　面＞金張仕上げ

行政書士マーク

プラチナ差し仕上げ

＜裏　面＞特定行政書士徽章の文字

及びナンバーを刻印

＜留め具＞裏面ねじ式及びロングタイタック式

※昨年度から「ねじ式」の販売を開始いたしました。

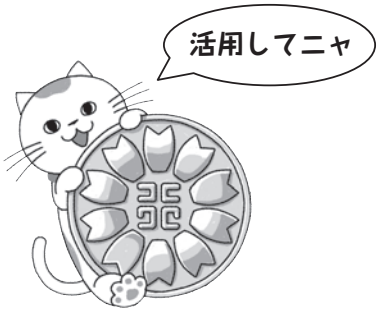

Information ②

令和９年新年賀詞交歓会の御案内

日行連では、会員相互の親睦と行政書士制度の発展を期し、関係各議員、各省庁関係者等をお招きし、日本行政書士政治連盟、公益社団法人コスモス成年後見サポートセンターとの共催で新年賀詞交歓会を開催いたしますので、以下のとおり御案内いたします。

会員の皆様の御参加をお願いいたします。

日　時：令和９年１月 22 日（金）
　　正午から午後１時 30 分まで（午前 11 時から受付）
場　所：ホテルオークラ東京 1F「平安の間」
　　東京都港区虎ノ門 2-10-4
　　TEL　03-3582-0111（代）
会　費：13,000 円
申　込：12 月 11 日（金）までに各単位会にお申し込みください。



「災害復興支援員」を募集しています

令和６年９月 25 日付けで「大規模災害時の被災自治体への支援に関する内閣府と日本行政書士会連合会との協定」を締結したことを踏まえ、本会大規模災害対策本部では、将来的な大規模災害の発生に備えて、平時から被災自治体を支援する会員（災害復興支援員）を養成し、大規模災害の発生時には迅速に被災自治体に派遣して支援活動が行える組織体制を整備しておく必要があると考えています。

上記趣旨に御賛同くださる方、「災害復興支援員」に関心を持たれた方におかれましては、以下の会員専用サイト「連 con」の該当ページにアクセスの上、詳細を御覧ください。

日頃から会員一人ひとりが、自分も被災者になり得るということを胸に刻み、防災・減災の意識を高めるとともに、共助の精神を培っていくことが重要であると考えています。皆様の御参加をお待ちしています。

御理解御協力のほど、よろしくお願いいたします。

会員専用サイト「連 con」＞記事＞「災害復興支援員」の募集について
https://www.gyosei.or.jp/members/others/20250401

Information ③

デジタル資格者証を是非御取得ください

＜デジタル推進本部＞

デジタル資格者証は、令和８年２月からマイナポータル上で取得及び表示が可能となり、会員の皆様に順次御取得いただいています。

また、本会では、国家資格等情報連携・活用システムとの連携を活用し、会員手続のデジタル化及び事務負担の軽減に取り組んでいます。これらの取組をより円滑に進めるためにも、まだデジタル資格者証を取得されていない方におかれましては、取得について御検討くださいますようお願いいたします。

（1）デジタル資格者証と本会手続について

令和８年２月から、行政書士の新規登録・変更登録等の手続において、個人番号（マイナンバー）の取扱いが開始されました。これは、国家資格等情報連携・活用システムを通じて住民基本台帳法又は番号利用法に基づく情報連携を行い、登録情報の正確性向上及び手続の効率化を図るためのものです。

なお、2026 年１月号（No.638）Information①「デジタル資格者証の閲覧及び取得が可能になります」で御案内したとおり、デジタル資格者証を取得された方については、住所変更等に伴う変更登録の申請時に、個人番号（マイナンバー）を改めて提出する必要はなく、添付の省略・簡素化が図られます。このように、デジタル資格者証の取得は、行政書士資格をデジタル形式で表示できるようにするだけではなく、本会における各種手続のデジタル化及び効率化の基盤となるものです。

（2）行政手続におけるデジタル資格者証の取扱いについて

デジタル資格者証は、資格情報の有効性及び真正性をオンラインで確認できる仕組みです。一方、行政機関等のオンライン申請システムや窓口において、行政書士証票に代えて使用できるかどうかは、提出先の取扱いによって異なります。本会では、各種行政手続におけるデジタル資格者証の活用に向け、関係機関への周知そのほか必要な取組を進めてまいります。

（3）現在の取得方法について

令和８年 10 月末現在、約 1,500 名の会員の皆様にデジタル資格者証を取得いただいています。デジタル資格者証はマイナポータルから取得が可能です。御自身のスマートフォン等にマイナアプリをダウンロードし、マイナポータルにログインしてください。なお、デジタル資格者証の取得には電子証明書が有効なマイナンバーカードを保持している必要があります。

※マイナアプリのダウンロード方法について、詳しくは公式サイトを御覧ください。

〈デジタル資格者証取得手順〉

手順１：マイナポータルにログインしてください。

手順２：「さがす」から「証明書」を押下してください。





手順３：「国家資格の登録・各種申請」から「資格を追加する」を押下し、登録する国家資格を選択し、その後の手続は画面の案内に従って操作してください。



※詳しくはこちらの公式サイトを御参照ください。

https://img.myna.go.jp/manual/03-10/0228.html

主には上記サイトの操作１～４、11 ～ 18 が該当します。

（4）顔写真登録時の注意事項について

デジタル資格者証の申請時に登録された顔写真について、不適合となる事例が引き続き見受けられます。

また、現時点では登録済みの顔写真を変更することはできませんので、申請前に十分御確認いただきますようお願いいたします。

適正な写真例



デジタル資格者証顔写真の判断基準

- 正面を向いて撮影されたもの
- 申請日から3か月以内に撮影されたもの
- 縁なしのもの
- 無帽であるもの
- 背景（影を含む）がないもの
- 加工していないもの（生成AIによる加工含む）
- 輪郭が露出しているもの

※上記の判断基準に適合する場合であっても、本人確認が困難であると認められる写真、又は行政書士の信用若しくは品位を損なうおそれがあると認められる写真については不適合と判断する場合がございます。

不適正な写真例



帽子をかぶっている



背景が無地でない



眼鏡に光が反射して
目が確認できない



サングラスをかけている



真正面を向いていない



鮮明でない
（画質が粗い、ぼやけている）

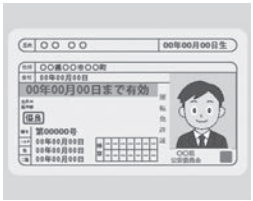

運転免許証や行政書士証票を撮影している

Information 4

証明書交付申請等のオンライン申請について

＜登録委員会・デジタル推進本部＞

本会では、会員の皆様の利便性向上と登録事務の効率化を図るため、各種登録手続のオンライン化を進めています。

令和８年１月から、一部の単位会を対象に各種証明書のオンライン申請の運用を開始し、これまで大きな支障なく運用しています。さらに、同年 11 月１日からは対象を全単位会に広げ、全国の会員の皆様に御利用いただけることとなりました。現在、オンラインで申請できる手続は、「社員資格証明書、登録事項証明書及び行政書士事務所登録履歴証明書の発行申請」並びに「行政書士登録証及び行政書士証票の再交付申請」です。

今回の取組は、オンライン申請の第一段階に当たります。将来的には新規登録申請、変更登録申請、法人届出等にも対象を広げる予定です。なお、オンライン申請の運用開始後も、引き続き紙で申請することも可能です。会員の皆様の御都合に応じて、利用しやすい方法をお選びいただけます。

オンライン申請の利用には、システム利用アカウントの登録が必要です。末尾の二次元コードから登録画面にアクセスできるほか、本会ホームページ会員専用サイト（連 con）にログインし、画面上部の「登録申請・届出」メニューから登録することもできます。まだアカウント登録がお済みでない方は、今後の対象手続の拡充に備え、この機会にシステム利用アカウントの登録をお願いいたします。

本会では、今後も会員サービスの向上と登録事務のデジタル化を推進し、より便利で利用しやすい環境づくりに取り組んでまいります。

オンライン申請の流れ

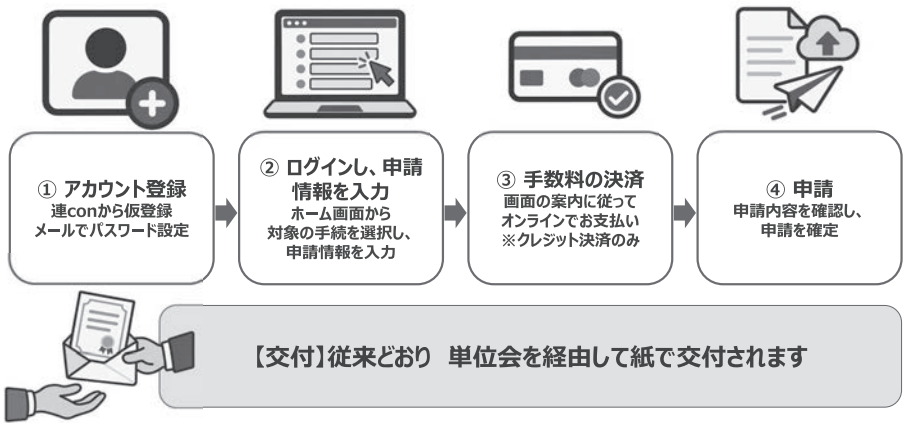

（会員登録申請・届出システム　利用アカウント登録）

https://gyosei.my.site.com/ngrp/s/

Information 5

特別倫理研修

令和8年度 行政書士申請取次関係研修会（VOD 方式）の御案内

＜申請取次行政書士管理委員会・中央研修所＞

日行連倫理研修規則に基づいて実施する特別倫理研修（申請取次関係研修）について、令和８年度の今後の開催日程をお知らせいたします。

当該研修は、各会員が個々の端末（パソコン・タブレット・スマートフォン）から中央研修所研修サイトにアクセスし、VOD（ビデオ・オン・デマンド）システムに登載されたビデオ講座を受講する形式です。所定の期間内であれば、いつでも何度でも御自宅や事務所にて聴講可能です。

なお、各研修会の申込み等の詳細については、会員専用サイト「連 con」にて都度、御案内いたしますので、御確認くださいますようお願いいたします。

各研修会開催案内等の掲載場所

◆日行連ホームページ TOP＞会員ログイン＞研修・セミナー＞申請取次関係研修
https://www.gyosei.or.jp/members/training/shintori（連 con ログイン後に御覧いただけます。）

令和８年度（令和９年１月～令和９年３月）開催概要

研修会区分	受講期間	開催案内（会員サイト詳細発表）	申込期間	修了証書発行日（同日発送予定）	結果通知発送予定日（基準未到達者のみ）
実務研修会（更新）	令和９年１月18日（月）～１月28日（木）	11月上旬	令和８年11月25日（水）～12月１日（火）	令和９年２月10日（水）	令和９年２月17日（水）
事務研修会（新規）	令和９年２月19日（金）～３月１日（月）	12月中旬	令和９年１月７日（木）～１月14日（木）	令和９年３月19日（金）	－

※開催概要は現時点での予定であり、変更される場合があります。
※各研修は定員制です。申込期間内であっても定員に達した場合は、受付を締め切らせていただきます。

○研修会の区分

事務研修会：入国・在留手続関係の申請取次を**新規**に行うことを希望する行政書士を主な対象とする研修会です。

実務研修会：地方出入国在留管理局から届出済証明書の交付を受けていて、**更新**を希望する行政書士を対象とする研修会です。

【特例措置】既に届出済証明書の交付を受けている方の更新手続には、実務研修会の修了証書に加えて、１年以内に発行された事務研修会の修了証書も使用できるとした特例措置を講じています。既に届出済証明書の交付を受けている方は、上記区分によらずお申し込みができます。

○受講費用（税込み）

事務研修会：30,000円　**実務研修会**：15,000円

○修了証書の発送について

各研修会における修了証書は、各研修を修了された皆様に一律に発送いたしますので御承知おきください。

事務研修会：課題提出締切後、結果通知と併せて基準に到達された方には修了証書を同封して発送いたします。

実務研修会：課題提出締切後、一律に修了証書を発送いたしますが、審査の結果、基準に未到達であった方のみ別途、日行連から御連絡いたします。

令和９年度の申請取次関係研修会開催日程等については、令和９年１月中に
日行連ホームページ及び会員サイト「連 con」にて、本誌では１月号で御案内します。



Information 6

重要なお知らせ

一般倫理研修受講について

＜総務部・中央研修所＞

令和５年８月31日から、全会員に５年に一度の一般倫理研修の受講が義務化されました。当該研修の受講方法等は、以下の案内を御参考としてください。

１ 受講・修了期限（初回）

令和５年８月31日以降の新規登録会員は、登録月の翌月初日から起算して３か月以内に受講・修了してください（例：令和８年４月１日に登録⇒令和８年７月31日まで）。

【参考】次回期限（２回目以降）
前回修了日から５年後の日が属する年度の３月31日までに受講・修了してください。
（例：令和８年４月１日に修了した場合⇒令和14年３月31日）

２ 受講方法

①中央研修所研修サイトにアクセス

日行連ホームページ（https://www.gyosei.or.jp/）にアクセスし、右上の「研修サイト」をクリック。



②中央研修所研修サイトにログインして研修を受講

中央研修所研修サイト用のID、パスワード（初回ログイン時には申込みが必要）を入力してログイン。「講座一覧」>「義務研修」>「一般倫理研修」から一般倫理研修を受講（３時間程度）。全講座を視聴後、受講確認テストを受ける（詳細は同サイト内の説明やマニュアルを御確認ください。）。

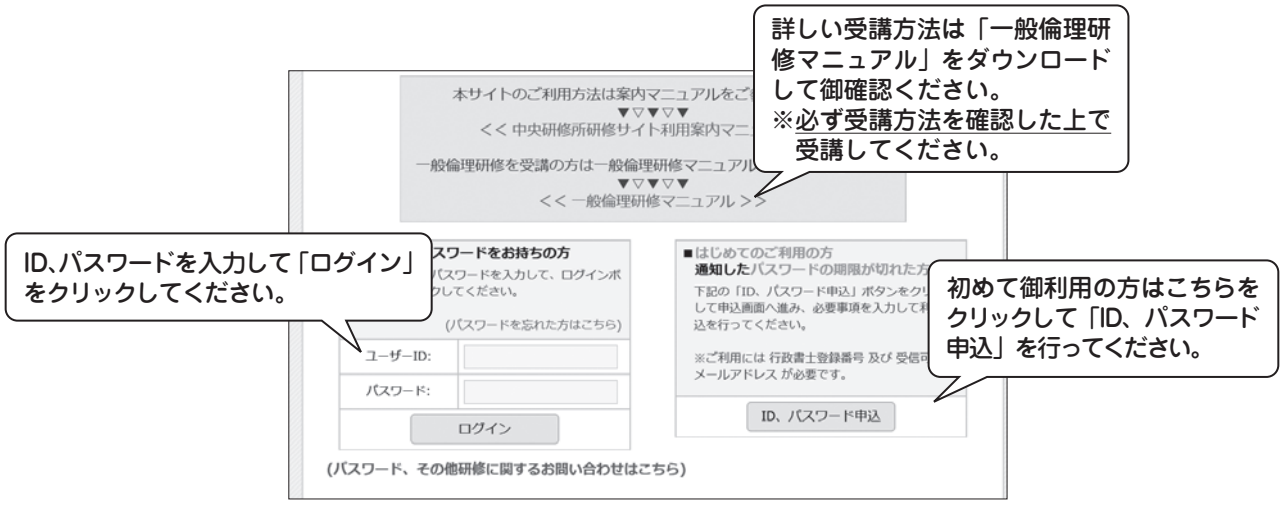

③受講確認テストに合格後、修了証を発行

受講確認テスト合格後に表示される「修了証発行」ボタンをクリックすることで研修が修了。

職務上請求書を購入予定の方は、同ボタンをクリック後に表示される修了証の印刷又はダウンロードをしてください。なお、職務上請求書の購入予定がない方も、修了日を確定し、受講を完了させるために、必ず同ボタンをクリックしてください。

【参考】「一般倫理研修の受講について」
日本行政書士会連合会ホームページ（お知らせ）
https://www.gyosei.or.jp/news/20240329

Information 7

重要なお知らせ

「月刊日本行政」のメールによる発行のお知らせ機能の御利用について

＜広報部＞

かねてより御案内のとおり、本会会報誌「月刊日本行政」の紙版の発行及び発送は、令和７年度から隔月（奇数月のみ）となりました。なお、電子版は、これまでどおり毎月本会ホームページ及び会員専用サイト「連 con」に掲載いたします。「月刊日本行政」の発行及び送付のデジタル化に御理解・御協力をお願いいたします。

「連 con」には、「月刊日本行政」が掲載されたことを会員にお知らせするメール配信機能が搭載されています。そのメールの本文中には該当号の PDF の直接リンクや概要が記載されるなど、大変便利な機能となっていますので、是非御利用ください。「連 con」のメール配信機能の利用方法は、次のとおりです。

会員専用サイト「連 con」の利用登録

利用登録あり

❶ログイン（ID・パスワードを入力）

❷マイページ（画面右上の名前をクリック）

❸ 変更する をクリック

❹「新着月刊日本行政」を「受け取る」に変更

❺ 保存 をクリック

利用登録なし

「利用登録」ボタンから利用登録。必要情報を全て入力後「受け取る」にチェックが入っていることを確認し「確認」ボタンをクリック。
https://www.gyosei.or.jp/user/register





※このメール配信機能の利用に伴って紙版の受取停止を希望する場合は、所属単位会を通じて日行連に御連絡ください。

Pick UP! 単位会

各単位会の取組をお知らせします。

佐賀県 行政書士会

スポーツによる地域振興への協力を柱とした基山町との包括連携協定を締結



佐賀会では、令和８年９月 17 日に基山町が後押しする形で設立する実業団卓球チーム「基肄城（きいじょう）卓球プライズ」の設立及び設立後の運営支援に向け、基山町とスポーツによる地域振興への協力を柱とした包括連携協定を締結しました。

これは、佐賀ゆかりのトップアスリートの育成を通じてスポーツ文化（する、観る、支える、育てる、稼ぐ）の裾野を拡大し、更なるトップアスリートの育成につながる好循環を確立することで、スポーツのチカラを活かした人づくり、地域づくりを進めるプロジェクト「SSP 構想（SAGA スポーツピラミッド構想）」の一環でもあり、佐賀県内の社会人がチームスポーツで活躍できる場を創出することを目的としております。



また、当会は卓球チームの母体となる「一般社団法人基肄城卓球プライズ」の設立者としても参画する予定です。今後は、基山町の松田一也町長を始め職員の皆様、関係団体の皆様並びに基山町、鳥栖市を中心とする佐賀県内の支援企業の皆様と共に、地域に根ざしたチームづくりを内、外の両面から力強く支え、スポーツを通じた地域の更なる活性化に貢献できるよう協力してまいります。

なお、チーム名の「基肄城」は、基山町にある、今から約 1,360 年前の天智４年（665 年）に築かれた日本最古の本格的な山城の一つ「基肄城」にちなんだものです。

愛知県 行政書士会

業務育成プロジェクト「消防法関連業務」がスタートしました！



愛知会では、幅広い業務を取扱う会員の増加推進と、会員の業務受任体制構築推進を今年度の事業計画の中心に置き、「業務育成プロジェクト」をスタートさせました。改正行政書士法の施行により、幅広い業務分野で行政書士の需要拡大が想定されます。令和８年度は、個々の会員がより幅広い業務を取扱い、需要拡大に対応できるようにするため「受任体制の確立元年」と位置付けています。

既に連続講座が開催されている「自動車関連業務」に続き、令和８年９月 28 日、「業務育成プロジェクト」の第２弾として、法改正により新たな分野として成長が見込まれる「消防関連業務」の第１回研修会が開催されました。講師は名古屋市消防局で 33 年間勤務し、総務省消防大学校の助教授の経験もある、当会の平松吉隆先生が担当し、「消防法の基礎」からスタートしました。「消防の責任主体」「消防機関の定義」「消防法関係法令の構造」などが詳細に解説されました。



消防関連の申請・届出に精通している会員は少なく、研修会には、新たな分野の知見を高めたい、という会員が多く受講していました。研修会はシリーズ形式で行われ、全てを受講した会員には受講認定がなされる予定です。当会では、各会員の専門性を高めるために、各事業部が研修会を開催しています。法改正により、消防関連業務は「行政書士が行うべき業務である」ことが改めて明確化されましたが、我々行政書士もその分野に応えることができる知識を持たなければなりません。当会では、成長分野に精通した行政書士を育成し、「街の法律家」として利活用されるように、「業務育成プロジェクト」を精力的に行う予定です。



本会ホームページの行政書士会員検索への「主な取扱い業務」の登録についての御案内

会員専用サイト「連 con」では、本会ホームページの行政書士会員検索における「取扱い業務から探す」の「主な取扱い業務」を任意で登録することができます。一般の方が行政書士を探す際の助けとなる大変便利な機能です。

行政書士会員であれば、どなたでも連 con の「マイページ」の編集画面内にある「主な取扱い業務」から御登録いただけます。その登録方法及び掲載場所について、次のとおり御案内いたします。

※連 con にログインするには利用登録が必要です。

登録方法（連 con）

https://www.gyosei.or.jp/user/login



掲載場所（ホームページ）

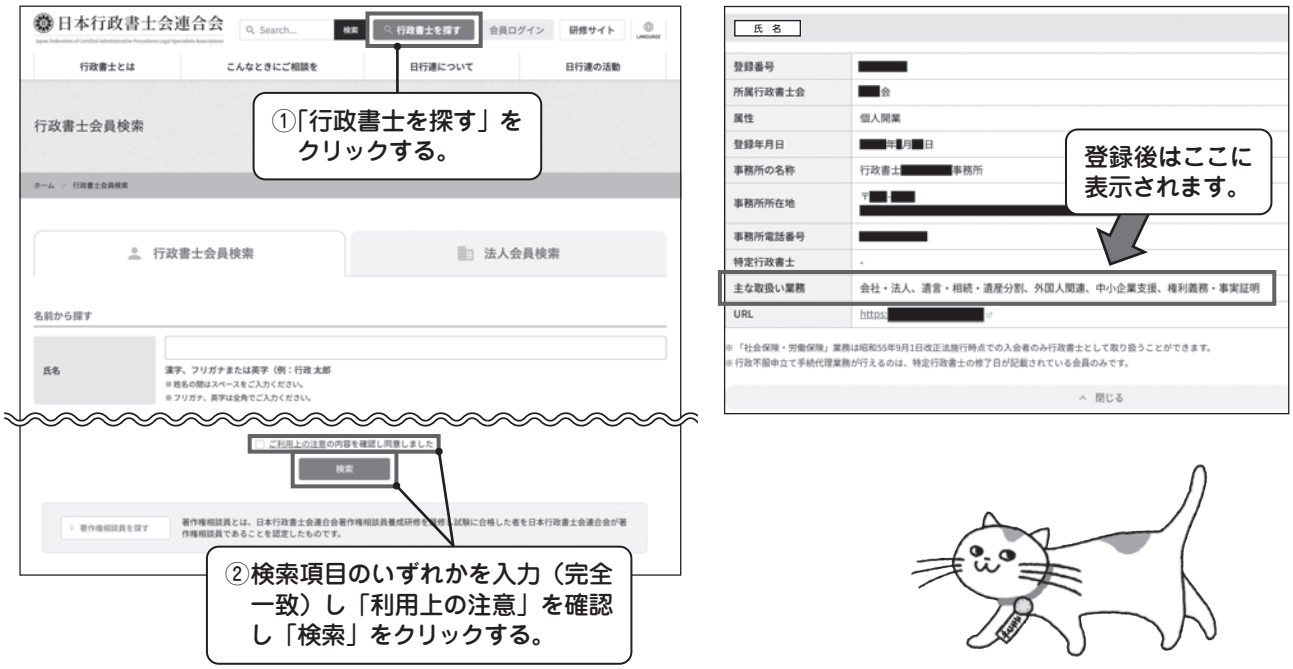

秋桜日記
～特定行政書士への誘い～

この物語は、特定行政書士に特に興味のなかった新人行政書士が、特定行政書士の持つ力を実感し活躍する姿を描くものである。

主な登場人物

山田　賢人（56歳）ベテランの行政書士

関東の県庁所在地で開業している。特定行政書士制度がスタートした当初から、特定行政書士の将来性について熱い思いを抱いてきた。若手はもちろん、ベテランに対しても、その熱い思いを語ってきた熱血先生である。

山田　麻衣（27歳）山田先生の娘で特定行政書士

大学在学中に行政書士試験に合格した才女。父親が所長を務める山田事務所の副所長として活躍中。

第三十四話：～特定行政書士 山田賢人の憂鬱～

「ちょっと、パパ。机の上が散らかりすぎ。ちゃんと片付けしてよ。整理整頓は仕事の基本でしょ。まったく。」

娘の麻衣からのお叱りが飛んできた。

「散らかっているように見えるかもしれないが、これにはちゃんとしたルールがあってだな…」

「はいはい、分かってます。」

言い訳する間もなく、書類の山が運ばれていった。

「まったく、ほら、ここにあるじゃない。ルールがあるって言ったって、書類一つすぐに取り出せないんじゃ、ルールなんてないのと一緒。っていうか、そんなルールはありません。」

思えば山田は、子供の頃から片付けが苦手だった。

そのくせ凝り性な面もあったため、一旦片付け始めるとピカピカになるまで片付けることはできた。「やればいつでも片付けられる。」というその小さな自信のお陰で、机にはいつも書類の山が増殖していた。

今日も、探していた書類が見つからず、山を動かそうとしたとたん、大きな雪崩が起きた。その瞬間、ため息をつきながら麻衣が近づいて来たという訳だ。

山田事務所のスタッフにとっては、既に見慣れた事務所の風景だ。

「まったく。ちゃんとしなさいよ。」

娘なのに母親のようだ。そう思いながらパソコンを開いた。

明日申請する予定の書類を作成しなければならない時間だ。申請書のファイルを探した。

山田のパソコンのデスクトップの壁紙は、麻衣が小学校に入学したときに校門の前で撮った家族写真だ。しかし、無数のフォルダのアイコンがそれを覆い隠していた。

「ちょっと、パパ。その壁紙の写真、恥ずかしすぎ。やめてよね。それに何なの、そのフォルダの数は。」

書類の山の一つを片付けながらパソコンをのぞき込んだ麻衣から、強烈なダメ出しが飛んできた。

「すぐに使うファイルが入ってるフォルダは、デスクトップにあった方が使いやすいんだよ。」

そう言いながらお目当てのファイルを探すものの、なかなか見つからず、フォルダを開いては閉じてを繰り返していた。

「へえ。そうですか。その割にはさっきから全然見つかってないようですけど。きちんと整理してよ。まったくもう。だらしないなあ。」

麻衣の言うとおり、ファイルは見つからなかった。

「探してるファイル、今はデスクトップにいないみたいだから、ちょっとお茶飲んでくるよ。」

「ちょっと、何言ってるのよ。今無ければ1時間たっても無いわよ。」

麻衣の声が聞こえないふりをしながら、山田は事務所の外に出た。

「ふー。」大きくため息をついてみた。

近所の喫茶店に入ってコーヒーを注文した。店には漫画や雑誌が置いてある。何度も来ているのに、これまで読んだことはなかった。ふと手に取ってみると、子供の頃に読んだことのある漫画だった。

双子の少年と隣に住む可愛い女の子が主人公の野球漫画だ。

なんでもできてかっこいい弟と、だらしなくて頼りない兄。いつも比べられるものの、兄の方は全く気にかけないマイペースだ。

当然、弟の方が女の子にモテる。しかし、主人公の女の子は兄の方に好意を寄せていた。

学校の女子も、「ぜったい弟の方がいいに決まってるよ。何でお兄ちゃんの方がいいのか分からない。」という意見が大半を占めていた。

そんな中、当時隣の席に座っていた女の子が、言った。

「私はお兄ちゃん派かな。だめなところが山田に似てる。」

そのときは悪口を言われたと思っていた。

大人になってから、その女の子と再会し、結婚して娘が生まれるなんて、想像もできなかった。

コーヒーを飲みながら２冊目の漫画を手に取ると、BGMが流れていることに気づいた。

「あれ、この曲は。今読んでいる漫画がアニメ化されたときの主題歌だ。」

偶然とは思えない出来過ぎた展開に嬉しくなった山田は、おかわりのコーヒーを運んできたマスターに、BGM が流れてくる方を指さしながら漫画を見せて言った。

「ほら、これこれ。」

しかし、マスターは気の毒そうに言った。

「それは『タッチ』、こっちは『みゆき』。」

年を取ったということなのか。

いや、今日は日が悪いに違いない。きっと仏滅だ。

お祓いした方がいいのか。

このままでは大きなミスをするんじゃないか。自分はダメな人間なのでは。

みんな自分を笑ってるんじゃないか。

どんどん、悪い妄想が湧いてきた。

押し寄せる弱気で暗い感情に押し潰されそうな感覚になっていると、BGM が懐かしい洋楽に変わった。

それは、ボクシングチャンピオンになることで人生の成功者となった主人公が、挫折し再び這い上がる映画の主題歌だった。部活の練習でつらいとき、頭の中でいつもこの曲が流れていた。そして、この曲を聴くと体の奥深いところから不思議と力が湧き上がってきた。

今でこそ、行政書士は「街の法律家」である、というキャッチフレーズが広まってきたものの、山田が行政書士登録をした頃は、まだ世間的には「代書屋」というイメージが強く残っていた。

申請書には、「代理人」ではなく、「書類作成者」として職印を押すのが通例だった。

契約書の作成や相続に関する業務についても、事件性の有無に関わらず、弁護士の独占業務であり、行政書士が取り扱えないものと考える同業者も多かった。

それが今では、先輩行政書士の努力が実り、幾多の行政書士法改正を実現し、行政書士は代理人として書類を作成することが当たり前になった。そして「特定行政書士」制度ができ、今回の法改正ではその特定行政書士の不服申立代理も前段階の関与なしに行えるまでに拡大した。

山田自身、行政書士という資格を力不足に感じた時期もあった。

そんな過去の自分に、「行政書士を信じろ。もっとできるぞ。」と言ってやりたい。

そんな気持ちになりながら、大きく伸びをした。

「よーし。気合いを入れ直して、もうひと頑張りするか。」

お会計をしながら、マスターに笑顔で言った。

「マイナスイオンが出ちゃうときには、この曲を聴くとやっぱり元気が出るね。」

そう言いながら笑顔で出ていく山田を見送りながらマスターは思った。

（イオンじゃなくて、オーラ。）

中年行政書士たちの奮闘は続く。次回乞う御期待！

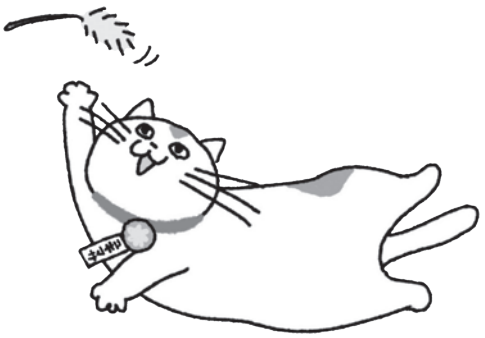

VOD紹介「令和3年民法改正（所有者不明土地等関係）の概要とその背景について」

＜中央研修所＞

今月は業務研修〈民事法務〉講座の中から、本年３月に新たに追加された「令和３年民法改正（所有者不明土地等関係）の概要とその背景について」を御紹介します。

所有者不明土地や空き家、相続未登記、複雑化した共有関係など、地域社会が抱える不動産をめぐる課題は、行政書士の相談業務とも深く関わっています。

その中でも、相続等を契機として、所有者が直ちに判明しない、又はその所在が分からない「所有者不明土地」が社会的な課題となっています。相続が繰り返されることによる共有者の増加や、一部の共有者の所在が不明となることなどにより、土地の管理や利用、処分が困難となるケースも少なくありません。

本研修では、令和３年民法改正について、単に改正条文を解説するだけではなく、従来の制度では何が問題であったのか、なぜ改正が必要となったのか、そして新たな制度によって何が可能となったのかという視点から、その背景と制度の趣旨を丁寧に解説しています。

具体的には、隣地使用権、ライフライン設備の設置・使用権、越境した竹木の枝の切取りといった身近な相隣関係の見直しを始め、共有物の変更・管理に関する規律、所在等不明共有者がいる場合の変更・管理や持分の取得・譲渡、所有者不明土地・建物及び管理不全土地・建物の管理制度など、実務に関わる重要な改正事項を幅広く取り上げています。

また、相続開始から長期間が経過した場合の遺産分割についても重要な見直しが行われています。所有者不明土地問題を「現在ある土地をどう管理・利用するか」という視点だけでなく、将来の所有者不明土地の発生につながる権利関係をいかに早期に整理していくかという観点からも解説されています。

行政書士が所有者不明土地問題の解決にどのような役割を果たしていくのかを考える機会として、是非本研修を御活用ください。

● 研 修 情 報 ●

講師プロフィール（役職は収録当時のものです）

法務省民事局付

清水　萌 様

講義時間 **約１時間**

受 講 料 **無料**



《中央研修所研修サイト　視聴方法について》

①「日行連ホームページ」最上部の「研修サイト」ボタン又は右記の二次元コードから中央研修所研修サイトへアクセス。

②「講座一覧＞業務研修＞民事法務＞〈民事法務〉令和３年民法改正（所有者不明土地等関係）の概要とその背景について」を選択し、該当講座を受講。

↑研修サイト二次元コード

行政書士業務パンフレットの御案内

日行連広報部では、行政書士制度を国民に広く周知することを目的として、行政書士業務パンフレットを作成しました。

本パンフレットは、従来の「行政書士活用ガイド」の改訂を検討する中で、広報ツールとしての利便性を第一に考え、相談内容に応じて業務を御紹介いただけるよう、主な業務別に作成しています。

会員の皆様や各単位会において、必要に応じてそれらを組み合わせて活用していただけるよう、会員専用サイト「連 con」の「ライブラリ」内「パンフレット等」のページに PDF データを公開していますので、是非御活用ください。

掲載ページ

会員専用サイト「連 con」＞ライブラリ＞パンフレット等
https://www.gyosei.or.jp/members/library/panf



























2026. 10 Oct. 日行連の主な動き Monthly Report

1日 水

常任理事会（9月30日～）
【合議事項】
⑴ 令和8年熊本地震における支援金及び義援金の支給について
⑵ 特定資産における資産運用について

5日 月

広報部会（～6日）
【協議事項】
⑴ 令和8年度広報事業の進捗確認
⑵ 日本行政関連事項について
⑶ ホームページの管理・運営について
⑷ 新規広報事業について
⑸ 行政書士活用ガイドの改訂について
⑹ 行政書士制度広報月間の対応について
⑺ 令和9年度行政書士制度PRポスターについて
⑻ （一財）日本宝くじ協会への助成申請について
⑼ 全国広報担当者会議の実施について
⑽ その他

6日 火

国際・企業経営業務部
国際部門会議（～7日）
【協議事項】
⑴ 関係省庁・関連団体の訪問について
⑵ 各地協との担当者会議の開催について
⑶ VOD・セミナーについて
⑷ 照会案件等について
⑸ 関東地方協議会からの質問・要望について
⑹ パブリックコメントの取り扱いについて
⑺ 月刊日本行政の記事執筆について
⑻ その他

登録委員会
【登録審査】
⑴ 審査件数（176件）
⑵ その他

7日 水

総務部会
【協議事項】
⑴ 令和8年度事業執行スケジュールについて
⑵ 単位会からの照会について
⑶ カスハラ対応マニュアルについて
⑷ 職務上請求書関係事務取扱責任者会議について
⑸ 職務上請求書取扱説明書について
⑹ 一般倫理研修について
⑺ 職務基本規則について
⑻ 諸規則の改正について
⑼ 特定行政書士の英語表記について
⑽ 議事運営委員会からの申し送り事項について
⑾ 令和9年度賀詞交歓会・定時総会について

OSS利用促進に関する全国担当者会議（中国・四国地協）

14日 水

国際・企業経営業務部
知的財産部門会議（～15日）
【協議事項】
⑴ 関係省庁・関連団体の訪問等について
⑵ 全国担当者会議の開催について
⑶ VOD・セミナーについて
⑷ その他

15日 木

中部地協との連絡会

16日 金

近畿地協との連絡会

選挙管理委員会
【協議事項】
⑴ 令和9年度会長選挙について
⑵ その他

19日 月
中間監査（～20日）

20日 火
登録委員会
【登録審査】
⑴ 審査件数（147件）
⑵ その他

21日 水
正副会長会
【協議事項】
⑴ 常任理事会の合議事項等について
⑵ 全国担当者会議の実施について

常任理事会（～22日）
【合議事項】
⑴ 理事会の議案等について
⑵ 令和9年度行政書士制度PRポスターのモデル候補者の選定について
⑶ こども性暴力防止法に関するこども家庭庁と日本行政書士会連合会との連携協定書の締結について
⑷ 文書の閲覧・写しの請求申請について
⑸ 建設業セミナー2027 in 四国（仮称）について
⑹ 令和9年度開催の建設業セミナー（建設業セミナー2027春）について
⑺ 「政策要望書」（案）について

27日 火
東北地協との連絡会（～28日）

許認可業務部
社労税務・生活衛生部門会議
【協議事項】
⑴ 関係省庁等の訪問について
⑵ 全国担当者会議について
⑶ リーフレットの作成について
⑷ 単位会からの照会について
⑸ VOD・セミナーについて
⑹ その他

28日 水
国際・企業経営業務部
企業支援部門会議（～29日）
【協議事項】
⑴ 関係省庁・関連団体の訪問等について
⑵ VOD・セミナーについて
⑶ 照会案件について
⑷ パンフレットの改訂について
⑸ その他

30日 金
四国地協との連絡会

登録委員会からのお知らせ

重要 行政書士法人に所属する会員等の登録手続に関するお願い

日行連では、令和６年10月から新しい会員管理システムの運用を開始しています。現在は、登録事務手続における添付書類の削減や手続の簡素化に向け、国が運営する「国家資格等情報連携・活用システム」との接続を目指しており、登録情報に関し、一元管理を前提として整備を進めているところです。

つきましては、次の点について御留意の上、御協力くださいますようお願い申し上げます。

□ 行政書士名簿の登録事項に変更が生じた場合や登録を抹消する場合は、それぞれに応じて「行政書士変更登録申請書」「記載事項変更届出書」「行政書士登録抹消届出書」を提出してください。
□ 上記において、行政書士法人に所属する会員（社員又は使用人）の登録事項に変更が生じた場合や登録を抹消する場合は、当該法人から同時に「行政書士法人名簿登載事項変更届出書」を提出してください。



登録はお済みですか?

会員専用サイト「連 con」の御案内

「連 con」では、関係省庁や団体からの各種業界情報、研修案内、参考資料、その他様々な情報を掲載しています。令和５年９月のリニューアルでは、より使いやすくなるようナビゲーションの変更や情報の階層整理、「月刊日本行政」のアーカイブ公開や、特定分野記事のメール配信等便利な機能の追加などを行いました。是非、アカウント登録していただき、御活用くださいますようお願いいたします。

★アカウント登録の方法

①日行連ホームページ
トップページ画面



②「連con」ログイン画面
https://www.gyosei.or.jp/user/login

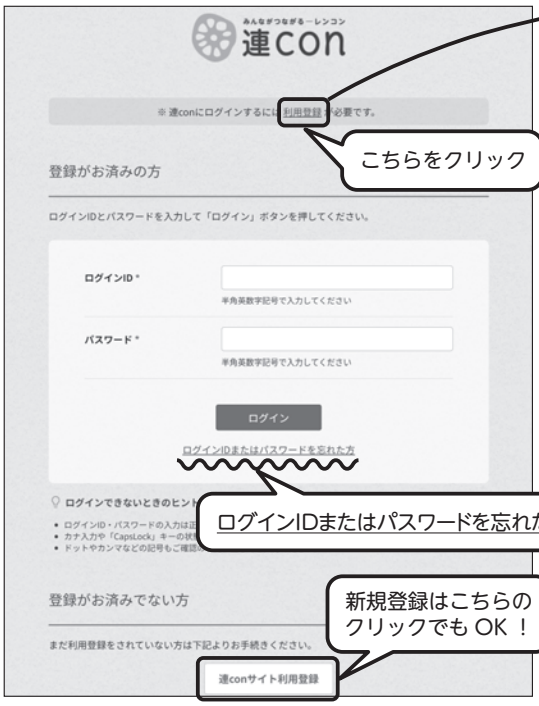

③「連con」利用登録画面



①「基本情報」を入力・確認の上、「確認」をクリック
②「基本情報」で入力したメールアドレスに「仮登録完了メール」が届くのでメールに記載されている「パスワード設定画面」の URL をクリック
③ログイン ID・パスワードを設定すると本登録が完了（登録が完了すると、「本登録完了メール」が届きます。メールに記載されている「マイページ」の URL をクリックすると、御自身のプロフィール設定画面が表示されます）

④「連con」マイページ



※登録の有無が不明な方は、ログインボタン下の「ログイン ID またはパスワードを忘れた方」から、登録されたメールアドレスを御入力いただくだけで、簡単に御確認いただけます。
（メールアドレスをお忘れの方は「登録番号・氏名・所属単位会・生年月日（西暦）※本人確認のため」を添えて、日行連事務局広報課（kouhou@gyosei.or.jp）までお問い合わせください。）

日本行政書士会連合会協賛
小中学生向けキャリア教育教材

「おしごと年鑑2026」の御紹介

日行連では、将来を担う若年層の行政書士への関心を高めるため、朝日学生新聞社から発刊されているキャリア教育教材「おしごと年鑑」に2020年度から協賛しています。本年度も引き続き、行政書士の仕事を紹介する記事が掲載されましたので、是非御覧ください。



行政書士紹介ページ（本記事は2026年5月時点で作成したものです。）





おしごと年鑑とは

企業・団体等からの協賛を得て、小・中学校の児童・生徒に向けたキャリア教育用副教材として毎年改訂・発刊されている書籍であり、全国の小・中学校等へ寄贈され、授業の中で活用されています。

―2025年度実績―　協賛：113社　寄贈：72,500部

朝日学生新聞社が運営するWebサイト「おしごとはくぶつかん」（ https://oshihaku.jp/ ）でも、おしごと年鑑に掲載されたお仕事紹介記事が閲覧できます。

会　員　の　動　き

登録者数（令和8年11月初日現在）

合　　計				**56,239名**
内　　訳	男	46,288名	女	9,951名
個人事務所開業	男	42,929名	女	8,783名
行政書士法人社員	男	2,486名	女	506名
個人使用人行政書士	男	480名	女	356名
法人使用人行政書士	男	393名	女	306名

法人会員（令和8年11月初日現在）

法人会員数	**1,888**
法人事務所数	**2,189**
主たる事務所数（行政書士法人数）	1,589
従たる事務所数	600

異動状況（令和8年10月中の処理件数）

新規登録	**合　計**				**344名**
	内　訳	男	259名	女	85名
登録抹消	**合　計**				**123名**
	内　訳	男	105名	女	18名
抹消内訳	廃　業				95名
	死　亡				28名
	その他				0名

御協力のお願い ～日本行政を正確・迅速にお届けするために～

日本行政は、行政書士名簿にある会員の事務所所在地と当該会員の氏名を表記して発送しています。

○お届け先に事務所名の表示のみで会員氏名の表示がないため返送される事例が多くあります。事務所の入口に会員氏名を明確に表示してください。

○事務所所在地に変更があった場合は、速やかに所属単位会にお届けください。

広報部では日本行政が返送されてきた場合は、所属単位会に宛名の調査依頼を行うとともに、それが確認されるまで発送を停止いたします。

○発送停止の解除は、所属単位会に依頼した宛名調査の結果に加え、事務所所在地の変更があった場合は、所属単位会を通じ日行連登録委員会に提出される変更登録申請の処理手続の結果により行います。

事務所所在地に変更がないのに日本行政が届かなくなった場合は、お早めに日行連事務局までお問い合せください。

○発送停止期間中の紙版のバックナンバーを希望される場合は、在庫管理上、直近発行号を含む最長6か月まで（令和7年度以降は奇数月号に限る）とさせていただきますので、あらかじめ御了承願います。

広報部員のひとり言
from EDITORS（奥野）

AIの進歩には、目を見張るものがあります。文章の作成や翻訳、複雑な情報の分析など、AIが担える仕事は急速に広がっています。私自身も、他言語でのコミュニケーションを補うためにスマートグラスを活用しており、技術の進歩が自分の可能性を広げてくれることを実感しています。

一方、AIの能力が飛躍的に高まる中、開発の速度を抑える必要性についても議論されています。技術を進歩させるだけでなく、その影響を見極めなければなりません。

AIが多くの問題に答えを出せるようになりつつある今、私たち人間には何が求められるのでしょうか。効率や合理性だけでは決められない問題について判断し、その判断が誰にどのような影響を与えるのかを考え、実行した結果に責任を負うこと。こうした判断と責任こそ、AIが進歩する社会において、私たち人間に求められるように思います。

行政書士として、新しい技術を積極的に活用しながら、法令に基づいて適切に判断し、その職責を果たすことで、国民の権利利益の実現を支えていきたいと思います。

月刊　日本行政　12月号

第649号　令和8年11月25日発行

発　行　人　宮本　重則
発　行　所　日本行政書士会連合会
〒105-0001
東京都港区虎ノ門四丁目1番28号
虎ノ門タワーズオフィス10階
TEL 03-6435-7330
FAX 03-6435-7331
製作・印刷　日本印刷株式会社

【広報部】　部　長　伴　　将史
次　長　奥野慎太郎
部　員　成田眞利子
大門　則亮
益子　光宣
吉田　明浩
野﨑　　晃

月刊 日本行政 12月号

令和8年11月25日発行(毎月1回)
発行所：日本行政書士会連合会
発行人：宮本　重則
編集人：伴　　将史
〒105-0001 東京都港区虎ノ門四丁目1番28号
虎ノ門タワーズオフィス10階